

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(5)	(1)	(2)	(1)	(3)	(3)	(1)	(5)	(4)	(3)
96%	70%	75%	92%	92%	70%	70%	98%	88%	88%

1 思想・良心の自由

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。民主主義を否定する破壊主義的な思想であっても、内心の範囲内にとどまるものであれば、絶対的に保障される。
- (2) 正しい。 思想・良心の自由は沈黙の自由を含むので、個人の思想や信条について、開示を求めることは許されないが、裁判で単なる知識や事実の知不知の開示を求めても、憲法19条に反しない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (最大判昭31・7・4)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最大判昭48・12・12)。判例の事案では、企業が労働者の雇入れに際して、その者の在学中における学生運動参加等の事実の有無について調査をすることが、憲法19条が保障する思想・良心の自由を侵害するのではないかが問題となった。
- (5) 誤り。 公務員は憲法尊重擁護義務を負い (憲法99条)、憲法尊重擁護の服務宣誓をしなければならない (国公法97条)。これは、公務員としての職務の性質上、本質的要請であり、憲法19条の思想・良心の自由の保障に反するものではない。

2 天皇の国事行為

正解 (1)

- (1) 誤り。 天皇が、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命することは国事行為である (憲法6条2項)。しかし、罷免することは、国事行為とされていない。
- (2) 正しい。 憲法7条2号は、国会 (常会、臨時会、特別会) の召集を、天皇の国事行為としている。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (憲法7条3号)。なお、衆議院の解散について、実質的権限を有するのは、天皇ではなく、内閣とされている。

- (4) 正しい。 枝文のとおり (憲法7条8号)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (憲法7条1号)。

3 国家賠償法 正解(2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (国家賠償法1条1項)。
- (2) 誤り。 判例は、「公権力の行使」につき、国又は公共団体の作用のうち、純粋な私経済作用と2条にいう营造物の管理作用を除くすべての作用と解している (最判昭62・2・6)。
- (3) 正しい。 公務員の不法行為に基づく国家賠償請求は、職員が、その職務を行うについて、違法に損害を与えることが必要であるが、「職務を行うについて」(国家賠償法1条1項)とは、公務員の本来の職務行為自体よりも広く、外形上職務行為と見られる場合も含む。
- (4) 正しい。 国家賠償の請求については、国又は公共団体が賠償の責任を負うのであって、公務員は、行政機関としての地位においても、個人としての地位においても、賠償の責任を負うことはない (最判昭30・4・19)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (国家賠償法2条1項)。

4 警職法2条 正解(1)

- (1) 誤り。 職務質問は、犯罪の予防だけでなく、特定の犯罪を捜査するためにも用いることができる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (警職法2条1項)。
- (3) 正しい。 警察官は、職務質問を行うために、不審者又は参考人的立場の者を「停止させ」ることができる。「停止させ」とは、動いている者を止めて、質問できる状態に置くことを意味し、歩行者であれば立ち止まらせ、自動車や自転車に乗っている者であれば停車や降車を求めること等を指す。
- (4) 正しい。 自動車の外観、走行態様等から、自動車に乗車している者が、本条1項の職務質問の要件に該当すると判断される場合に、自動車を停止させて運転者等に質問することができる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (警職法2条4項)。

5 詐欺罪 正解(3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。料金を支払う意思がないにも関わらずタクシーに乗車した場合、労務の提供という財産上の利益を移転さ

せているから、2項詐欺罪が成立する。

- (2) 正しい。 枝文のとおり。拾得したキャッシュカードにより銀行のATM機から金銭を引き出す行為には、窃盗罪が成立する。
- (3) 誤り。 詐欺行為とは、取引の相手方が真実を知っていれば財産的処分行為を行わないような重要な事実を偽ることをいい、不作為によっても可能である。不作為による詐欺とは、相手方が錯誤に陥っていることを知りながら、法律上の告知義務に反して、真実を告知しないことをいう。
- (4) 正しい。 判例は、同様の事件において、「たとえ価格相当の商品を提供したとしても、事実を告知するときは相手方が金員を交付しないような場合」には、詐欺罪が成立するとしている（最決昭34・9・28）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

6 性的自由に対する罪

正解(3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。刑法176条は、「13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。」と規定している。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 判例は、わいせつな行為が「犯人の性欲を刺激興奮させまたは満足させるという性的意図のもとに行われること」が必要であるとして、報復目的で被害者の女性を裸にして写真撮影をしても、強制わいせつ罪に当たらないとしている（最判昭45・1・29）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（最決昭40・3・30）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（180条1項）。

7 正当防衛

正解(1)

- (1) 誤り。 侵害の急迫性は、法益侵害が現に存在し、又は間近に差し迫っている場合に認められる。しかし、侵害の予期があっても、侵害の急迫性は直ちに失われるわけではない。急迫不正の侵害を予期しつつ、その機会を利用して、積極的加害意思を持って侵害に臨んだ場合には、急迫性が否定される（最決昭52・7・21）。
- (2) 正しい。 専ら積極的な加害意思がある場合でない限り、防衛の意思

は認められる。

- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。正当防衛は、緊急避難のように、「避難行為から生ずる害が避けようとした害の程度を越えない」という法益権衡の原則は、要求されない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑法 36 条 2 項）。

8 緊急逮捕

正解（5）

- (1) 正しい。 緊急逮捕の対象となる犯罪は、死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役・禁錮に当たる罪である。刑を減輕することができる未遂罪の場合も、その罪の法定刑が緊急逮捕の要件を満たすものであれば、緊急逮捕の対象となる。
- (2) 正しい。 警察官は、親告罪に係る犯罪があることを知った場合において、直ちにその捜査を行わなければ証拠の収集その他事後における捜査が著しく困難になるおそれがあると認めるときは、いまだ告訴がない場合においても、捜査しなければならない（犯捜規範 70 条）。したがって、親告罪に当たる罪であっても、告訴の有無にかかわらず緊急逮捕することができる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。緊急逮捕については、事前の令状審査が行われないから、通常逮捕の「相当な理由」よりも高度な嫌疑が要求される。
- (4) 正しい。 緊急逮捕することができるのは、「逮捕の十分な理由」と「逮捕の緊急性・必要性」という要件を満たす必要があるが、通常逮捕の手続によって逮捕するだけの時間的余裕がある場合には、緊急性という要件を満たさないので、緊急逮捕することは許されない。
- (5) 誤り。 緊急逮捕状を請求する場合に必要となる疎明資料は、逮捕者が逮捕の時点において得た資料に限られる。逮捕後の資料は、逮捕の要件の疎明資料とすることはできない。

9 令状による搜索差押え

正解（4）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 218 条 4 項）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 222 条 3 項・117 条 1 号）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 105222 条 1 項・条）。
- (4) 誤り。 留置施設は公務所であるから、留置施設内で搜索・差押えをする場合には、その長又はこれに代わるべき者の立会いが

必要である（刑訴法 222 条 1 項・114 条 1 項）。

(5) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 222 条 1 項・114 条 2 項）。

10 公判前整理手続

正解 (3)

(1) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 316 条の 2 第 1 項）。

(2) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 316 条の 2 第 1 項、裁判員法 49 条）。

裁判員裁判は、とくに迅速で分かりやすい裁判が不可欠であるため、公判前整理手続の実施が必要的であるとされている。

(3) 誤り。 公判前整理手続においては、十分な争点整理等を可能にするため、弁護人のあること（刑訴法 316 条の 4）及び手続の期日に検察官及び弁護人の出頭することが必要とされている（同条の 7）。しかし、被告人については「出頭することができる」とされているだけであって、被告人の出頭は手続を開くための要件となっていない（同条の 9 第 1 項）。

(4) 正しい。 類型証拠とは、検察官請求証拠以外の証拠であって、検察官請求証拠の証明力を判断するために一定の要件の下に被告人側から開示を請求することができる証拠をいう（刑訴法 316 条の 15 第 1 項）。

(5) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 316 条の 15 第 1 項）。